

新潟地方裁判所委員会（第4回）議事概要

1 日 時 平成17年1月24日（月）午後3時00分から同4時30分まで

2 場 所 新潟地方裁判所所長室

3 出席者 12人の委員が出席（小野充二委員欠席）

学識経験者委員 阿部愛子委員，小川みどり委員，小田敏三委員，
七里佳代委員，本間一也委員，町屋 隆委員

弁護士委員 川上 耕委員，二岸直子委員

検察官委員 總山 哲委員

裁判官委員 宗宮英俊委員，犬飼眞二委員，大谷吉史委員

4 議事概要

(1) 全体概要

ア 意見交換に先立ち，裁判所事務局から，平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震による裁判所の被害状況等に関する報告が行われた。また，狭あいでの利用しにくかった地裁本庁民事部の各受付窓口及び新潟簡裁民事調停事件の受付窓口を改装し，明るく利用しやすいものにした旨の報告が行われた。さらに，前回の委員会以降の裁判員制度に関する広報活動等に関する動きについて，説明が行われた。

イ なお，委員会開催に先立ち，当日午後1時15分から2時45分まで，希望する委員が，裁判員裁判における手続を検討するために作成されたビデオを視聴した。

(2) 意見交換がされた主な内容

ア 裁判員裁判に関するビデオを視聴しての感想等

(ア) 裁判員の選任の手續等について

「呼出を受けて裁判所に来たが、結局裁判員に選任されなかった人から、裁判所に出頭したのに何の意味もないということと言われると、ますます、裁判所の呼出に応じる人が少なくなる。」、「ビデオでは、裁判員に選任されなかった人に対し『ご苦労様でした。お帰りください。』とだけしか言っていないのは問題である。それだけで裁判所に来る人はいなくなる。あの段階で何らかのフォローをしておく必要がある。」といった意見が多く出された。

また、裁判員候補者に対する通知について、ビデオでは3日間で裁判が行われたが、裁判所に呼び出す場合、「裁判員に選任されれば、3日間裁判が行われる旨の通知がされるのだろうが、そうすれば、会社に対しては3日間仕事を休む段取りをつけてくるだろう。それなのに、最初の半日で「お帰りください。」と言われたら、あとの2日はどうしたらよいのかという感じであるといった意見が出された。

カナダの陪審員の選任では、候補者に来てもらったが、当該事件では陪審員に選任されなかった場合、当日に選任手続が行われる別の事件の陪審員候補者となってもらおうということが行われている。こういう点では、大都市の裁判所のように1日に何件もの裁判員裁判が行われるところと、新潟のように1日に1件しか裁判員裁判が行われなところとでは、やり方が異なってくるのではないか。

裁判に国民が関与している国でも、実際の選任手続に入ると、いろいろな理由をつけて裁判員に選任されないようにする人が多く出て、結局、裁判員に選任されるのは高齢者だけになるということが多く、これは地方にいけばいくほどそういう傾向がある。また、地方においては、当該事件の関係者が多くなり、それを避けようとする、遠方から来た人を選任することになってしまう旨の紹介があった。

ビデオでは、寝たきりの人を抱えている人は、裁判員から外されたが、その線引きがそうなるのか、非常に難しいと感じた。

(イ) 裁判員に対する説明について

かつて日本で陪審員裁判が行われたときには、「陪審員手帳」という陪審員裁判をわかりやすく解説したものがあった。これを事前に配布した。こういうものを配布すると時間の短縮にもなる。裁判員裁判を実施する際にも、「陪審員手帳」に近いもの「裁判員手帳」のようなものを作って、配布する必要があると思う。

また、事前にそういうものを配布して読んでもらうことで、時間の節約にもなる。

(ウ) 裁判官，検察官，弁護士の役割について

裁判員裁判では、法曹三者（裁判官，検察官，弁護士）の役割が変わってくると思った。裁判員裁判では法律用語も使えなくなる。ビデオの中でも出ていたが、「員面調書」，「検面調書」と言われても、一般の人には何のことか分からない。検察官や弁護人は分かりやすい説明の工夫を求められると思う。

(エ) その他

ビデオを見て、一般の方にとって難しいと思ったのは、量刑をどうするかという点である。また、陪審員の場合には、死刑判決を出したくないということで、むりやり事実を捻じ曲げようとすることもあるが、日本でもそういう心配はある。

裁判員制度を導入することの意義を国民に理解してもらわないといけない。現在の裁判の何がいけなくて、なぜ、国民が改革の一翼を担わなければならないのか。その点が国民に伝わっていない。

国民が裁判に参加する際、証拠に基づく事実認定の難しさがあると思う。論理的に詰めた話ができるだろうか。「感じ」でものを言ってしまう

のではないか。また、ビデオの中のように理路整然と話す被告人などはいないだろう。事実認定の点は不安である。また、殺意の有無など心の中の問題で、その認定は難しい。まさに常識的に判断するしかない。また、量刑の判断にしても、過去の同様な事例に照らしてどうかという不安がある。この点を裁判官等から教えてもらいながら進めていくことになるが、それでいいのかという疑問がある。国民が刑事裁判にかかわる意義を教えてもらいたい、』といった意見があった一方、まさに、国民の常識的なもの、感覚の部分を出していってもらうことに裁判員裁判の意義があるのだと思うという意見があった。

イ 簡易裁判所の手続について

簡易裁判所の手続等について、新潟簡易裁判所山中裁判官から説明がされたが、意見交換を行う時間がなかったことから、次回に意見交換を行うこととなった。

5 次回委員会について

(1) 日 時 平成17年6月1日(水)午後2時30分から

(2) 意見交換のテーマ

簡易裁判所の手続について

(3) その他

簡裁の民事事件の法廷傍聴

受付相談コーナーの見学

裁判員制度に関する動きについて

自治体の合併に伴う裁判所の管轄区域の変動について